

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社ニコン・セル・イノベーション

策定日：2025年9月1日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

【計画期間】2025年9月1日 ～ 2028年3月31日

【内容】

目標1 管理職候補となるリーダー級の女性比率を20%以上とします。

〈取組内容・実施時期〉

● 2025年10月～

ライフステージにあわせて柔軟な働き方ができるよう、管理職や従業員への育児休業制度の周知・意識啓発に関する研修等を実施する。

目標2 計画期間内における女性社員の育児休業取得率100%を維持します。

〈取組内容・実施時期〉

● 2025年9月～

出産・育児に関する休暇制度や育休中の社会保険料免除・育児休業給付金等の給付制度に関して周知する。

● 2025年11月～

育児休業からの復職時に必要なサポートや復職後の働き方等について考える管理職向け、従業員向けの研修を実施する。